

# 「元気出せ大阪ファンド」

最大で 2 億円融資

大阪府が中小企業緊急再生事業 今秋から

本業は悪くないのに、過剰債務を抱えているため、金融機関の不良債権処理により破綻に追い込まれる中小企業を救済しようと、大阪府は「元気出せ大阪ファンド」(中小企業等緊急再生支援事業)を創設する。9月末から始まる府議会(10月23日まで)にかけ、可決されれば11月から実施される見込み。融資限度額は2億円、融資期間は最長5年。約300社の再生を目指している。

不良債権処理の加速で、より大きな影響を受けるのが中小企業であることから、大阪経済の活性化と、雇用環境の維持をはかろうというのが狙い。

事業運営は財団法人大阪産業振興機構に委託し、同機構内に「緊急再生支援基金」を設け、大阪府が出資する。

予算は、専門家への報酬など事業運営の必要経費である「運営勘定」に5億9000万円。企業が万一、倒産するなど保証機関である商工中金が代位弁済したとき、その損失を補填するための「損失補償勘定」に13億5000万円を計上している。

事業は、各分野の専門家、再生ファンド、保証機関(商工中金)、金融機関などが協力して作る再生スキームが基本。

関係機関で構成する「元気出せ大阪ファンド事業推進協議会」を設置、その下に専門家(弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士)による評価機関「再生支援委員会」を設ける。ここで、再生可能であるかどうかを判定し、可能だと判断された企業に対し、商工組合中央金庫が保証したうえで、取引金融機関が融資する。

再生案件の受付は平成15年11月から平成17年10月末まで。300社ほどの支援に対応できる体制にしている。再生支援期間は支援決定の日から最長5年間。

対象企業は府内に主たる営業所を置く中小企業で、事業実態から言えば中小

企業に入らないが、実質中小企業として扱うべき企業も含む。

財務状況としては

過去の事業の結果により、過剰債務、又は過剰資産が、本業又は中心的事業の収益を圧迫し、経営困難な状況にある企業  
本業等が黒字基調である企業、もしくは事業構造の改革で将来、相応の収益力を生み出そうと取り組んでいる企業  
適切な経営改善を積極的に進めることで、事業の継続・存続の可能性がある企業 となっている。

事務の流れは

- 1、 中小企業か主力金融機関が申請し、互いの同意のもとに再生計画を提出する。
- 2、 「再生支援委員会」で再生計画を評価し、支援の可否を決める。
- 3、 支援が決まった中小企業には以下の 2 つの支援メニューがあり、再生計画の内容にしたがって利用する。

**(1) 再生支援ファンド**

民間のファンド会社(3社)が、金融機関の持つ債権を買い取ったり、新たに資本注入するなどして支援

**(2) 緊急再生資金保証制度**

主力金融機関が再生企業に運転資金を供給しやすいよう、商工中金が融資額の90%を債務保証する。保証期間最長5年、融資限度額は2億円になっている。

- 4、 支援期間中は再生支援委員会が、再生計画の進み具合をチェックする「経営モニタリング」を実施し、再生実現に向けて適切な指導、措置を行う。

以上

(株)大阪彩都総合研究所

橋本 剛